

玉名市こども誰でも通園制度のしおり

1. こども誰でも通園制度とは

この制度は、「すべてのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整えるとともに、すべての子育て家庭への支援を強化する」ことを目的として創設されました。月あたりの一定時間の利用枠内であれば、就業要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる通園給付制度です。

また、一時預かり事業とは異なり、子どもの成長を重視し、乳幼児に遊びや生活の場を提供するだけでなく、その保護者への支援も行います。

こどもにとっての意義

- 家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。
 - 同じ年ごろのこども同士が触れ合いながら、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる。
 - 年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらす。
- こどもの育ちに適した人的、物的、空間的 環境の中で家庭とは異なる経験や地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られるようになります。

保護者にとっての意義

- 専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながる。
 - こどもへの保育者の接し方を見ることにより、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えられるなど、保護者自身が親として成長することができる。
 - 様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいて社会的資源を活用することにもつながる。
- こどもの育ちを共に喜び合えるようになることで子育ての楽しさや喜びを実感できるようになると考えます。

2. 園の概要

(1) 保育理念

すべては子どもの育ちのために

(2) 保育方針

子ども一人ひとりの思いを受け止め子どもの気持ちに寄り添う
子どもが安心感をもって過ごせるよう愛着関係を築き心の土台を作る
子ども主体でしっかり遊び込める環境と時間を保証する

(3) 保育目標

たくましく生きる子ども
感性豊かで思いやりを持てる子ども
生き生きと活動を楽しむ子ども

※こども誰でも通園制度をご利用するお子さんは登園・降園時間が不規則なため、一人ひとりの生活のリズムや過ごし方に十分配慮し、楽しく安心して過ごせるように努めます。

3. 利用内容及び実施方法

(1) 専用室独立型

受け入れは専用室で行い、活動内容や時間帯、子どもの状況など実情に応じて、在園児と合同で実施したり、専用室を活用したりします。

(2) 利用方式

- ・定期利用：特定の園や施設を限定して登録し、利用する曜日や時間帯を固定するなど、定期的に利用する形態です。
- ・柔軟利用：利用する園や施設、月、曜日、時間を固定せず、定期的でない柔軟な利用形態です。

(3) 利用料

- ・1時間・・・300円
- ・実費徴収・・・50円(おやつ代)

(4) 支払い方法

原則として PayPay によるお支払いとなります。利用が困難な場合は事前にご相談ください。

(5) 利用できる日及び時間

月曜日～金曜日

※土曜日・日曜日および祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）は開所していません。

※園の行事その他の事情により、通園できない日があります。

※初回利用日は、初回面談実施日から2週間後以降となります。

【定期利用の場合の時間帯】

区分		時間帯	備考
午前	①	9時00分～11時00分	(朝のおやつ あり)
	②	9時00分～12時00分	(朝のおやつ あり)
午後	③	13時00分～15時00分	(昼のおやつ なし)
	④	13時00分～16時00分	(昼のおやつ あり)

【柔軟利用の場合の時間帯】

区分		時間帯	備考
午前	⑤	9時00分～10時00分	(朝のおやつ あり)
	⑥	10時00分～11時00分	(朝のおやつ <u>なし</u>)
	⑦	11時00分～12時00分	(朝のおやつ <u>なし</u>)
午後	⑧	13時00分～14時00分	(昼のおやつ <u>なし</u>)
	⑨	14時00分～15時00分	(昼のおやつ <u>なし</u>)
	⑩	15時00分～16時00分	(昼のおやつ あり)

(6) 受け入れ人数 (目安)

- ・0歳児 : 午前6名、午後6名
- ・1歳児 : 午前3名、午後3名
- ・2歳児 : 午前2名、午後2名

(7) 慣らし保育

新しい環境への適応を目的として、当初は短時間の利用から開始し、段階的に利用時間を延長します。

4. 利用するにあたって

(1) 初回面談

初回利用前に、お子さんの生活リズム、健康状態、ご家庭での様子などについて共有するための面談を実施します。

初回面談ができる日時は次のとおりです。希望の日時をお申し込み下さい。

火曜日・・・午後1時～午後4時まで

水曜日・・・午前10時～午後4時まで

※面談の際は玉名市ホームページより「玉名市こども誰でも通園制度のしおり」及び「こどもの健康及び生活記録表」をダウンロードのうえ、ご持参ください。なお、「こどもの健康及び生活記録表」は事前にご記入をいただきますようお願いいたします。

※面談の際はお子さんとお越しく下さい。

(2) 提出書類 (②～④は面談時に配布します。)

- ①子どもの健康及び生活記録表
- ②保育ICTシステム「コドモン」への同意書 (登降園管理・連絡帳・お知らせ配信等)
- ③園児写真の使用に関する同意書
- ④薬に関する同意書

(3) 登園するときの服装

- ・動きやすく、着脱しやすい服装で登園してください。
- ・運動靴の着用をお願いします。

(4) 持ってくるもの

- ・紙オムツまたはパンツ（必要枚数）
- ・ウエットティッシュ（口拭きとおしり拭き・兼用可）
- ・着替え（最低1組）
- ・汗拭きタオル
- ・飲料（お茶か水）※飲み慣れた水筒またはストローマグを入れてください。
（ミルクは飲み慣れたミルクスティックまたは1回分に小分けしたものをご用意ください。）
- ・帽子
- ・外遊び用の靴
- ・お昼寝用の掛け布団と敷パッド（季節に合わせてご用意ください。）

※すべての持ち物には、氏名を記入してください。

安全性を考えて避けていただきたいもの

（怪我や誤飲の恐れがありますので、ご協力をお願いします。）

- ・水筒やかばん等に取り付けるキーホルダーなどの装飾品
- ・飾り付きのヘアゴム、ピン、カチューシャ
- ・ひも、リボン、フードが付いた衣類
- ・サスペンダー、装飾品の多い衣類
- ・スカート、ワンピース、チュニック

5. 【重要】利用上のお願い・健康管理・緊急時の対応

(1) 利用時間の厳守

利用開始および終了時間は必ずお守りください。終了時間の10分前を目安にお迎えにお越しいただき、円滑な引き渡しにご協力をお願いいたします。

※利用開始は10分前、終了は5分後までとなっています。5分過ぎると1時間消費され利用料金も発生致します。

(2) 送迎について

送迎は、原則として保護者または保護者に代わる方が行ってください。事前に登録されていない方への引き渡しはできません。

(3) 健康状態の確認

登園前にお子さんの体調を必ず確認してください。発熱（38度以上）や、嘔吐、下痢、普段と異なる様子が見られる場合は、利用をお控えください。

利用時間中にお子さんの発熱等の体調不良が確認された場合は、園からご連絡いたしますので、速やかにお迎えをお願いいたします。

(4) 災害、緊急時の対応

地震、火災、土砂災害等が発生した場合、利用時間中であってもお迎えをお願いする場合があります。園からの連絡が取れない場合には、保護者の判断により自主的なお迎えをお願いいたします。緊急時には、保育 ICT システム等を通じて情報を配信する場合があります。

6. 駐車場の利用について

- ・園前の駐車場は台数に限りがあります。
- ・送迎後は速やかに車両の移動を行い、円滑なご利用にご協力ください。
- ・駐車場内での事故等について、園は責任を負いかねますので、十分ご注意ください。

7. 園内における禁止事項

- ・園内および駐車場内での喫煙およびポイ捨て
- ・携帯電話を使用しながらの送迎
- ・園内掲示物および掲示写真の無断撮影
- ・行事等で撮影した写真・動画を、他のお子さんや職員が写り込んだ状態で SNS 等へ掲載すること

8. 災害対策

一時避難場所：玉南中学校グラウンド

広域避難場所：玉名市総合体育館

※毎月、避難訓練を実施しています。

玉名市ホームページに掲載されている「玉名市内の保育所等の災害等警戒時における臨時休園等のガイドライン（判断基準）」をご参照ください。

9. 個人情報および写真等の取扱い

提出していただいた個人情報は、保育および本制度の運営に必要な範囲内で適切に管理・利用します。園内で撮影した写真・動画の利用については、提出いただいた同意書の内容に基づき取り扱います。

10. 保険について

「全国市長会」の学校災害賠償補償保険と市民総合賠償補償保険に加入しています。

1 1. キャンセルポリシー

- ・「子ども誰でも通園制度支援システム」にて利用申込みを行った時点で当キャンセルポリシーの対象となります。
- ・利用日の変更やキャンセルは利用予定日の 1 日前 15 時 をもって予約内容の変更ができなくなります。キャンセル料は発生しませんが、予約されていた利用時間が消費されます。
- ・お子さんの急な体調不良等、当日キャンセルについては、できる限り速やかに園へご連絡をしてください。利用料のお支払いは不要ですが、利用したとみなし利用時間は消費されます。
- ・保育所の都合によりキャンセルとなった場合は、利用料はいただきません。あわせて利用時間も消費いたしません。

1 2. 相談・問い合わせ先

玉名市子育て支援課 保育係	玉名市岩崎 163	TEL:0968-75-1120
玉名市立伊倉保育所	玉名市伊倉北方 2915	TEL:0968-72-2497

子どものかかりやすい病気

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻疹 (はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間 (発症前 2 4 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること
新型コロナウイルス感染症	厚生労働省から発症 2 日前から発症後 7 ~ 1 0 日間は感染性のウイルスを排出しているといわれている	発症日を 0 とし発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘 (みずぼうそう)	発しん出現 1 ~ 2 日前からかさぶた形成まで	すべての発しんがかさぶた化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱) (アデノウイルス)	発熱充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎 (アデノウイルス)	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過する	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性 大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、又 5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である)

※ 感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については (—) としている。

子どものかかりやすい病気

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎 菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
溶蓮菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっている事
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること 1日～2日の安静
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発しんがかさぶた化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと

※ 感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

注1 日数の数え方：発症した日・解熱した日の翌日を1日目としてカウントします。

注2 新型コロナウイルスの症状軽快：解熱剤を使用せず、かつ呼吸器症状(咳や息苦しさ)が改善傾向にある状態

※ 園において得に適切な対応が求められる感染症(アタマジラミ症・疥癬・水いぼ・B型肝炎)があります。

※ 感染症についてご不明な点があれば保育所にお尋ねください。